

○菅原委員長 ただいまより、経済建設常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、１、令和７年第１回定例会提出議案についてを議題といたします。

議案第１号、議案第３号、議案第７号、議案第８号、議案第２０号及び議案第３８号ないし議案第４０号の以上８件につきまして、理事者から説明願います。

○三宮経済部長 議案第１号、令和６年度旭川市一般会計補正予算のうち、経済部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書２６ページを御覧ください。光熱水費の価格高騰に伴い、７款１項５目工芸センター費、施設管理費に４５万５千円、７款１項６目工業技術センター費、施設管理費に１３５万７千円をそれぞれ補正しようとするものでございます。

続きまして、議案第３号、令和６年度旭川市動物園事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書４０ページを御覧ください。歳入、４款１項１目寄附金でございます。ふるさと納税による寄附金が増加したことに伴いまして寄附金に８千万円を補正しようとするものであり、同じく歳出、１款１項１目総務管理費の旭山動物園施設整備基金積立金に、歳入と同額を補正しようとするものでございます。

次のページ、債務負担行為についてでございます。いずれも本年度中に契約事務を行う必要がありますことから、債務負担行為の補正を行おうとするものでございます。園内管理及び案内業務委託料につきましては、期間は令和７年度から８年度、限度額を２億７０８万３千円、売改札・団体受付業務委託料につきましては、期間は令和７年度から８年度、限度額を８千７９７万８千円、令和７年度分旭山動物園維持管理業務等委託料につきましては、期間は令和７年度、限度額を４千２４１万２千円とし、債務負担行為の補正を行おうとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○菅原観光スポーツ部長 議案第１号の令和６年度旭川市一般会計補正予算のうち、観光スポーツ部所管分につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書１９ページを御覧ください。歳入、２０款１項６目商工費寄附金の観光振興基金寄附金９２５万円及び同じく８目教育費寄附金のスポーツ振興基金寄附金１千３４４万円の増額でございます。これらは、ふるさと納税による寄附金の増加に伴い補正をしようとするものでございます。

次に、補正予算書の２６ページを御覧ください。歳出、７款１項４目観光費の観光振興基金積立金９２５万円及び補正予算書２９ページにございます１０款６項１目保健体育総務費のスポーツ振興基金積立金１千３４４万円の増額でございます。これらは寄附金の増加に伴うもので、歳入と同額を積み立てるために補正しようとするものでございます。

次に、補正予算書２７ページを御覧ください。８款５項３目の花咲スポーツ公園改修費の償還金、利子及び割引料６万９千円につきましては、令和５年度社会資本整備総合交付金等の精算後において、花咲スポーツ公園陸上競技場の外柵の取替えにより発生した金属の売払いで得た収益に対し、

交付金の償還が発生したことに伴い、追加補正をしようとするものでございます。

続きまして、補正予算書の34ページを御覧ください。債務負担行為追加分についてであります。上から5段目にあります旭川市東地区体育センター指定管理料について、限度額を6千652万5千円とし、また6段目にあります旭川大雪アリーナ指定管理料について、限度額を8億3千235万9千円とし、いずれも令和7年4月1日から5年間の複数年契約を行うため、その指定管理料について債務負担行為を設定しようとするものでございます。

以上が、観光スポーツ部所管の補正予算でございます。

続きまして、議案第38号及び議案第39号の指定管理者の指定につきまして御説明を申し上げます。こちらは地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設の指定管理者の指定に関し議会の議決を得ようとするもので、議案第38号の旭川市東地区体育センターの指定管理者に旭川市東地区体育センター運営委員会、また議案第39号の旭川大雪アリーナの指定管理者に株式会社旭川振興公社をそれぞれ指定し、両施設とも令和7年4月1日から令和12年3月31日までの間、その管理を行わせようとするものでございます。指定管理者の選定につきましては、旭川市地区体育センター条例、旭川市旭川大雪アリーナ条例の規定に基づき、公募することなく特定の者に申請書等の提出を求めて審査を行い、選定したところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○林農政部長 議案第1号、令和6年度旭川市一般会計補正予算のうち、農政部所管分につきまして御説明いたします。

補正予算書26ページを御覧ください。6款1項3目農産園芸振興費、農業振興基金積立金1億3千300万円につきましては、旭川市農業振興基金へのふるさと納税等による寄附が当初の想定より多く寄せられたことから、歳入と同額を補正しようとするものでございます。

次にその下、4目農業センター費、農業センター管理費87万1千円につきましては、電気料金等の光熱水費について、不足分を補正しようとするものであります。

次に、補正予算書4ページに戻りまして、第2表繰越明許費補正を御覧ください。6款農林水産業費1項農業費、経営体育成支援費5千670万3千円につきましては、経営発展に意欲的に取り組む地域の担い手である経営体に対し、農業用機械等を導入する経費の一部を支援するものですが、年度内の執行が困難な経営体について、令和7年度に繰り越して執行しようとするものであります。

次に、補正予算書6ページになります、第3表債務負担行為補正（追加分）を御覧ください。6ページの3段目、旭川市営牧場指定管理料でございますが、令和7年度から5か年を期間とし、1億2千553万7千円を限度額とする債務負担行為を設定しようとするものであります。

その下の段、道営土地改良事業の堰上溝路地区水利施設整備事業地元負担金及びその下の旭正北第2地区農地整備事業地元負担金については、事業開始に伴い債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、7ページの変更分を御覧ください。1段目、道営土地改良事業地元負担金、こちらは忠別南地区農地整備事業になります。こちらについては、北海道の事業計画変更に伴い、それから、その下の段、令和4年度、令和5年度、農業経営改善資金利子補給金については、既に貸付けを行った形態が資金の償還計画を変更したことに伴い、それぞれ期間を変更しようとするものであります。

以上が、農政部所管に係る一般会計補正予算の説明となります。

続きまして、議案第40号の指定管理者の指定について、説明いたします。議案の39ページを御覧ください。本件は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設である旭川市営牧場の指定管理者の指定に関し、議会の議決を得ようとするものであります。指定管理者の候補者の選定については、公募を実施したところ、1団体からの応募があり、令和6年12月19日に指定管理者選定委員会を開催し、候補者として江丹別産業・江丹別ファーム指定管理者グループを選定いたしました。指定管理者の指定期間については、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とするものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○岡田建築部長 令和7年第1回定例会提出議案のうち、建築部に関わる議案について御説明いたします。

議案第1号、令和6年度旭川市一般会計補正予算のうち、債務負担行為補正追加分についてでございます。令和6年度旭川市一般会計補正予算の6ページを御覧ください。第3表債務負担行為補正追加分の上から6段目、市営住宅団地施設賠償責任保険料は限度額が214万8千円。次に、7ページを御覧ください。上から4番目、令和7年度分施設維持管理業務等委託料のうち、市営住宅に関わる緊急通報機器保守管理業務委託など2件の契約につきましては、限度額が合計2千552万8千円でございます。いずれも、本年4月を履行開始として、本年度中に入札手続を行う必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

以上が、建築部所管の補正予算であります。よろしくお願いいたします。

○富岡土木部長 議案第1号、令和6年度一般会計補正予算のうち、土木部所管分につきまして、事業の概要を御説明いたします。

一般会計補正予算書の26ページを御覧いただきたいと思います。8款2項2目道路橋りょう維持費のうち、道路橋りょう維持費7千949万5千円及び消流雪管理費75万3千円につきましては、光熱水費の上昇に伴い、追加補正をしようとするものでございます。

次に、次のページ上段の8款2項3目道路橋りょう新設改良費のうち、道路橋りょう整備費4億202万1千円でございますが、このうち4億193万円につきましては、国の補正予算に伴うものでございまして、橋りょう修繕及び通学路整備に係る費用を令和7年度に繰越しをして実施しようとするものでございます。残りの9万1千円につきましては、令和5年度に交付金を活用した橋りょう整備において生じた防護柵等の売払い収益に対し、精算後の交付金に償還が必要となったため、追加補正をしようとするものでございます。

次に、8款5項2目街路事業費のうち、都市計画道路整備費6千500万円につきましては、国の補正予算に伴うものでございまして、永山東光線の調査設計費用を令和7年度に繰越しし実施しようとするものでございます。

次に、8款5項3目緑地公園費のうち、都市計画公園整備費6万5千円につきましては、令和5年度に交付金を活用した遊具の更新工事において生じた金属くず等の売払い収益に対し、精算後の交付金に償還が必要となったため、追加補正をしようとするものでございます。

次に、4ページ、第2表繰越明許費補正を御覧いただきたいと思います。8款土木費2項道路橋りょう費でございますが、道路橋りょう整備費4億193万円につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、国の補正予算に伴い繰越しし実施しようとするものでございます。また、道路側

溝整備費１千９００万円につきましては、永山東光線整備に係る樋門の施設設計委託が年度内に完了しないことから、翌年度に繰越しをして実施しようとするものでございます。

次に、８款土木費５項都市計画費でございますが、都市計画道路整備費１億３千５６４万２千円につきましては、永山東光線道路実施設計委託が年度内に完了しないことから、翌年度に繰越しをし実施しようとするものでございます。また、都市計画公園整備費１千１５６万１千円につきましては、神陵公園ほか再整備実施設計委託が年度内に完了しないことから、翌年度へ繰越しをし実施しようとするものでございます。

次に、６ページ、第３表債務負担行為補正を御覧いただきたいと思います。７行目にございます、雪堆積場解体業務委託料９千６０６万９千円につきましては、本年４月１日からの業務委託に係る契約について、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

次に、その下にございます道路橋りょう整備費５千万円につきましては、忠和６条道路線の道路改良工事について、早期発注と施工時期の平準化を図るため、いわゆるゼロ国での実施に伴う債務負担行為を設定しようとするものでございます。

次に、その下にございます道路側溝整備費１２億５千万円につきましては、延長約５．２キロメートルの主に生活道路の整備について、工事の早期発注と施工時期の平準化を図るため、いわゆるゼロ市での実施に伴う債務負担行為を設定しようとするものでございます。

最後に、７ページにございます、令和７年度分施設維持管理業務等委託料８億７千４１１万６千円のうち、土木部所管分につきましては２億４千８６８万７千円となっており、総合道路維持管理業務委託ほか２件の債務負担行為を設定しようとするものでございます。

以上が、土木部所管に係る補正予算の概要でございます。

続きまして、議案第２０号、損害賠償の額を定めることにつきまして、提案理由を御説明いたします。事故報告書を御覧いただきたいと思います。本件につきましては、道路管理の瑕疵による事故に関するものでございます。昨年１２月４日、市内神楽５条２丁目におきまして、市道を走行していた相手方車両が舗装の破損箇所を通過した際に、当該舗装がはずみで跳ね上がり、車両の一部を破損する損害を与えたもので、その損害賠償の額を１３２万３千９４７円と定めようとするものでございます。なお、市の過失割合は１００％となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○幾原上下水道部長 令和７年第１回定例会提出議案のうち、水道局の所管に関わる補正予算２件につきまして御説明いたします。内容といたしましては、国の補正予算の活用に伴います収入及び支出予算の補正に加えまして、債務負担行為の設定を行うものとするものでございます。

まず、議案第７号、令和６年度旭川市水道事業会計補正予算についてでございます。補正予算書５０ページの補正予算実施計画を御覧いただきたいと思います。資本的収入についてでございますが、建設改良費の財源といたしまして、企業債で４億２千３００万円、工事負担金で１千５９４万２千円、他会計出資金で４０８万３千円、国庫補助金で１億５千４０万７千円を増額しようとするものでございます。

次に、資本的支出についてでございますが、国の補正予算を活用し、配水管の更新に関わる費用として、建設改良費の施設整備費で５億９千３４４万５千円を増額しようとするもので、先ほどの資本的収入のほか、内部留保資金で財源措置するものでございます。

次に、債務負担でございますが、次のページを御覧いただきたいと思います。土木部所管の道路側溝整備費の執行に関連する配水管布設工事費で4億300万円の限度額を設定しようとするものでございます。

次に、議案第8号、令和6年度旭川市下水道事業会計補正予算についてでございます。53ページの実施計画を御覧ください。資本的収入についてでございますが、建設改良費の財源といたしまして、企業債で4億8千290万円、国庫補助金で4億4千793万7千円、他町負担金で1千752万8千円を増額しようとするものでございます。

次に、資本的支出についてでございますが、国の補正予算を活用し、下水管の新設更新及び処理場建設工事に関わる費用として、建設改良費の施設整備費で9億7千784万4千円を増額しようとするもので、先ほどの資本的収入のほか、内部留保資金で財源措置するものでございます。

次に、債務負担行為でございますが、次のページを御覧いただきたいと思います。令和7年4月1日を履行期間の初日とする業務委託の契約事務を令和6年度中に執行するため、下水処理センター汚泥焼却設備ほか点検整備業務委託料で3億2千268万円、水緑施設管理業務委託料で2千893万円、下水処理センター産業廃棄物収集運搬業務委託料で386万7千円を限度額とする債務負担行為を設定しようとするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○菅原委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。

まず、(仮称)旭川市工場立地法準則条例(素案)に係る意見提出手続の結果について、理事者から報告願います。

○三宮経済部長 お手元にお配りしております資料、(仮称)旭川市工場立地法準則条例(素案)に対して寄せられた御意見と旭川市の考え方を御覧ください。

令和6年12月15日から令和7年1月22日までの期間で意見募集を行った結果、2件の御意見が寄せられました。内容といたしましては、資料1ページのとおりでございますが、いただいた御意見によって条例案の変更はせず、今後の事業推進の参考とさせていただくこととしております。また、いただいた御意見は意見提出者へ回答するとともに、意見提出手続の結果をホームページや市政情報コーナーなどで公表しております。なお、本条例案につきましては、第1回定例会に提案させていただく予定でございます。

以上、御報告申し上げます。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

次に、第66回旭川冬まつりの開催結果について、理事者から報告願います。

○菅原観光スポーツ部長 第66回旭川冬まつりの開催結果につきまして、御報告を申し上げます。

第66回旭川冬まつりは、2月6日木曜日から11日火曜日までの6日間の日程で開催いたしました。今年は「繋がりと共生」というテーマを掲げ、様々なつながりを生かしながら旭川の冬の魅力を発信する場として、旭川の冬博をイメージしながら、イベントづくりを進めてまいりました。

メイン雪像は北海道教育大学旭川校の学生にデザインを依頼し、今年5月に開催するあさひかわ菓子博や共創パートナーとなる大阪・関西万博とコラボしたほか、バルコニー雪像では、南さつま市との姉妹都市提携10周年をお祝いするなど、貴重なつながりを生かした雪像制作を行いました。

また、過去最大級の出店数となったグルメゾーン、冬マルシェでは、多くの人でにぎわったほか、最終日のスノーステージでは、歌手のMay J.さんの歌に合わせた花火の演出を行うなど、新たな試みも行いました。

観客動員数は82万3千人となり、前年度比で10%の減と、昨年の動員数には届きませんでしたが、冬まつり会場をはじめ、平和通買物公園では多くの外国人観光客が見られるなど、市民や国内外の多くの観光客が来場し楽しんでいただけたものと考えております。物価高騰や天候の変化など課題もありますが、今後とも多くの来場者に楽しんでいただけるよう取り組むとともに、国内外に本市の冬の魅力を発信してまいりたいと考えております。

イベントの開催に当たりましては、経済建設常任委員会委員各位をはじめ、陸上自衛隊第2師団、協賛企業、ボランティアさんなど、多くの関係者に御支援、御協力を賜りましたことに改めて感謝を申し上げます。

以上、概略ではございますが、冬まつりの結果を御報告申し上げます。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○菅原委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

次に、東光スポーツ公園球技場に係るネーミングライツの募集結果について、理事者から報告願います。

○富岡土木部長 東光スポーツ公園球技場に係るネーミングライツの募集結果について御報告いたします。資料のネーミングライツの募集結果についてというものを御覧いただきたいと思います。

当該ネーミングライツの募集につきましては、令和6年11月25日から12月25日までの期間で実施し、その結果、株式会社富士管財1者から応募がございました。この応募を受けまして本年1月16日に審査委員会を開催して審査を行い、1月24日に優先交渉権者を株式会社富士管財に決定したところでございます。その後、同社と愛称や看板等の設置など、各種事項について協議調整を進め、先週2月14日に契約を締結いたしました。契約期間は令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間、契約金額は税込み年額で121万円、愛称はリアルター夢りんご東光スポーツ公園球技場と決定したところでございます。

今後、市は施設のパンフレットや市のホームページ等の修正を、ネーミングライツスポンサーは施設内外の看板の設置などを行い、4月1日からの愛称の使用に向けて準備を進めてまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○菅原委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

次に、排雪作業における事故の発生について、理事者から御報告願います。

○高橋土木部雪対策担当部長 排雪作業における事故の発生について御報告を申し上げます。配付させていただきました資料を御覧ください。

令和7年1月29日の午後2時30分頃、神楽岡12条8丁目の市道神楽岡12条8・9丁目間1号線において、神居・神楽地区ほか総合除雪維持業務委託の受託者である共同企業体の構成員が、排雪作業に伴う路面整正の作業において、除雪グレーダーを後進した際に後方から来たバイクと衝突し、バイクを運転されていた方が亡くなりました。亡くなられた被害者の御冥福をお祈りするとともに、御遺族の皆様にご心よりお悔やみを申し上げます。また、本市の除雪業務において、このような重大な事故が発生したことにつきまして、関係者の皆様にご発注者として深くおわびをいたします。

現時点で、事故原因の詳細は特定されておりませんが、再発防止に向け、市内全4地区の除雪企業体で緊急安全大会を開催したほか、排雪作業における交通誘導警備員の適正な配置やバリケードなどの設置等による作業範囲の明確化など、安全管理の徹底を図ってまいります。また、事故原因の特定後には、具体的な安全管理手法について関係者と協議し、再発防止策を取りまとめてまいります。このたびの事故を重く受け止め、二度とこのような事故が生じないように、再発防止に向けしっかりと取り組んでまいります。

以上、御報告を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○高見委員 質問の通告してないんですけれども、ちょっと今報告ありましたように残念な死亡事故が発生したということで、それに対応すべき関係機関と今後の再発防止に向けた安全対策っていうのはしたと思うんですけれども、そこで、過去において、人身事故に至った件数、過去の事例をちょっと直近20年ぐらいの間で調べて提出をしていただきたい。それだけです。以上です。

○高橋土木部雪対策担当部長 今、手元にありませんので、作成の上、提出をさせていただきたいと思います。

○菅原委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

そのほか、委員の皆様から御発言等はいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会といたします。

散会 午前10時32分